

○門真市附属機関に関する条例

平成25年3月28日門真市条例第3号

〔注〕平成25年5月から改正経過を注記した。

改正

平成25年3月28日門真市条例第4号  
 平成25年5月20日門真市条例第25号  
 平成26年3月28日門真市条例第4号  
 平成26年9月29日門真市条例第21号  
 平成27年3月24日門真市条例第4号  
 平成28年3月24日門真市条例第9号  
 平成28年9月30日門真市条例第24号  
 平成29年3月27日門真市条例第2号  
 平成29年3月31日門真市条例第9号  
 平成30年3月26日門真市条例第1号  
 平成30年9月25日門真市条例第16号  
 平成31年3月25日門真市条例第4号  
 令和2年3月19日門真市条例第2号  
 令和2年9月18日門真市条例第37号  
 令和3年3月22日門真市条例第1号  
 令和4年3月22日門真市条例第2号

門真市附属機関に関する条例

附属機関に関する条例（昭和33年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号・28年24号・令和2年2号〕

（委任）

**第2条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

一部改正〔平成27年門真市条例4号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
退職手当審査会委員	略	特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	日30,000円を超えない範囲内で市長が定める額
建設事業再評価委員会委員	日 8,400円	退職手当審査会委員	略
指定管理者候補者選定委員会委員	日 8,400円		
第5次総合計画施策評価委員会委員	日 8,400円		
市民公益活動事業審査会委員	日 8,400円		
カドマイスター認定委員会委員	日 8,400円		
中小企業サポートセンタ	日 8,400円		



教育委員会点検・評価検討委員会委員	日 8,400円		
英語教育活動事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員	日 8,400円		
子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
生涯学習推進基本計画策定委員会委員	日 8,400円		
中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
めざせ世界へはばたけ事業推進委員会委員	日 8,400円		
(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	日30,000円を超えない範囲内で市長が定める額		
備考 略		備考 略	

(門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

- 3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年門真市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(指定管理者の候補者の選定)

#### 第4条

1～2 略

3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。

4 市長等は、第1項及び第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかった場合においては、第2項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。

(選定委員会の設置)

**第15条** 第4条第1項及び第2項の規定による候補者を選定するために必要な事項を調査審議するため、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- (1) 市長部局が所管する公の施設 門真市指定管理者候補者選定委員会
- (2) 教育委員会が所管する公の施設 門真市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(指定管理者の候補者の選定)

#### 第4条

1～2 略

3 市長等は、前2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかった場合においては、前項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。

- 2 選定委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者
- (3) 本市の職員
- 4 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定予定施設に係る候補者の選定を行うまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 略

第15条 略

附 則 (平成25年 3 月28日門真市条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 5 月20日門真市条例第25号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月28日門真市条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和32年条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第1条関係）

区分	報酬額
略	
自治基本条例推進 委員会委員	略
幸福度指標策定委 員会委員	日 8,400円
障害者地域協議会 委員	日 8,400円
(仮称)門真市ま ちづくり基本条例 検討委員会委員	日 8,400円
門真市民文化会館 舞台設備等大規模 改修計画策定業務 委託事業者選定委 員会委員	日 8,400円
子ども読書活動推 進計画審議会委員	日 8,400円
略	

備考 略

別表（第1条関係）

区分	報酬額
略	
自治基本条例推進 委員会委員	略
略	

備考 略

## 附 則（平成26年9月29日門真市条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正す

る。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
認定農業者・認定新規 就農者認定委員会委 員	略	認定農業者認定委員 会委員	略
～ 略		～ 略	
備考 略		備考 略	

附 則（平成27年3月24日門真市条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
§ 略		§ 略	
ひとり親家庭等自立促 進計画審議会委員	略	母子家庭等自立促進計 画審議会委員	略
§ 略		§ 略	
		(仮称)門真市立総合体 育館設計業務委託事業 者選定委員会委員	日 8,400円
		§ 略	



子ども読書活動推進計画審議会委員	略
(仮称)門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	日 8,400円
教育振興基本計画策定委員会委員	日 8,400円
(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
略	

備考 略

門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
子ども読書活動推進計画審議会委員	略
略	

備考 略

附 則 (平成28年 3 月24日門真市条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和32年条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
略		子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
略		略	
略		幸福度指標策定委員会委員	日 8,400円
略		略	
略		(仮称)門真市まちづくり基本条例検討委員会委員	日 8,400円
略		略	
まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	略	(仮称)門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	略
略		略	
(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	略	(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	略
行政不服審査会委員	日 8,400円		
地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会委員	日 8,400円		
児童福祉審議会委員	日 8,400円		
魅力ある教育づくり審議会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

(門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(基準の向上)</p> <p><b>第4条</b> 委員会は、門真市児童福祉審議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(基準の向上)</p> <p><b>第4条</b> 委員会は、門真市子ども・子育て会議（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>
--	--

（門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 4 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基準の向上)</p> <p><b>第4条</b> 委員会は、門真市児童福祉審議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市児童福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(基準の向上)</p> <p><b>第4条</b> 委員会は、門真市子ども・子育て会議（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号に規定する門真市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

附 則（平成28年9月30日門真市条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成29年3月27日門真市条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
<u>英語教育活動事業派遣 事業者選定委員会委員</u>	略	<u>英語教育活動事業委託 事業者選定委員会委員</u>	略
略		略	
魅力ある教育づくり審 議会委員	略	魅力ある教育づくり審 議会委員	略
<u>小規模保育事業所設置 運営事業者選定委員会 委員</u>	日 8,400円		— —
<u>認定こども園名称検討 委員会委員</u>	日 8,400円		— —
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則 (平成29年3月31日門真市条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日門真市条例第1号)

(施行期日)



区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会委員	略	地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会委員	略
門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則（平成31年 3 月25日門真市条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〃 略		〃 略	
		敬老会事業委託事業者及び金婚記念品選定委員会委員	日 8,400円
〃 略		〃 略	
		地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会委員	日 8,400円
〃 略		〃 略	
		魅力ある教育づくり審議会委員	日 8,400円
〃 略		〃 略	
門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会委員	略	門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会委員	略
いじめ問題再調査委員会委員	日 8,400円		—
小規模保育事業所設置運営事業者選定委員会委員	日 8,400円		—
公立園最適化検討委員会委員	日 8,400円		—
学校いじめ防止対策審議会委員	日 8,400円		—
〃 略		〃 略	
備考 略		備考 略	

附 則（令和2年3月19日門真市条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〽 略		〽 略	
（仮称）門真市立生涯学習複合施設基本設計業務委託事業者選定委員会委員	略	（仮称）門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会委員	略
〽 略		〽 略	
自殺対策計画審議会委員	日 8,400円	自殺対策計画審議会委員	日 8,400円
〽 略		〽 略	
国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会委員	日 8,400円	小規模保育事業所設置運営事業者選定委員会委員	日 8,400円
幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業者候補者選定委員会委員	日 8,400円	公立園最適化検討委員会委員	日 8,400円
結核対策委員会委員	日 8,400円	略	
心臓検診委員会委員	日 8,400円	略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則（令和2年9月18日門真市条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
心臓検診委員会委員	略	心臓検診委員会委員	略
子どもの未来応援プログラム事業委託事業者 選定委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則（令和3年3月22日門真市条例第1号）

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〽 略		〽 略	
文化財保護審議会委員	略	ひとり親家庭等自立促進 計画審議会委員	日 8,400円
地方創生検証委員会委員	日 8,400円	〽 略	
総合交通戦略策定協議会 委員	日 8,400円	まち・ひと・しごと創生 総合戦略審議会委員	日 8,400円
パークイノベーション計 画審議会委員	日 8,400円	〽 略	
略		文化財保護審議会委員	略
備考 略		備考 略	

附 則（令和4年3月22日門真市条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〽 略		〽 略	
		（仮称）門真市立生涯学 習複合施設基本設計業 務委託事業者選定委員 会委員	日 8,400円

		～ 略	
		幸福町・垣内町地区まち づくり用地活用事業者 候補者選定委員会委員	日 8,400円
		～ 略	
パークイノベーション 計画審議会委員	略	パークイノベーション 計 画審議会委員	略
(仮称) 門真市立生涯学 習複合施設整備事業者 選定委員会委員	日 8,400円		
地域公共交通会議委員	日 8,400円		
(仮称) 門真市立第四中 学校区小中一貫校基本 設計業務委託事業者選 定委員会委員	日 8,400円		
就学支援委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市建設事業再評価委員会	本市が実施する建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市個人情報保護審議会	個人情報の保護に関し、その保護対策、門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）第7条第2項第6号及び第3項ただし書並びに第8条第1項第6号及び第3項に規定する事項並びに行政手続における特定の個

	人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価その他同法第2条第5項に規定する個人番号を利用するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市カドマイスター認定委員会	門真市カドマイスターの認定を受けようとする事業者の認定に係る審査に関する事務
門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会	門真市中小企業サポートセンター運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会	本市における農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定に係る審査に関する事務
門真市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可等を行うために必要な審査に関する事務
門真市地域福祉計画審議会	門真市地域福祉計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市地域福祉計画推進協議会	門真市地域福祉計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市医療事故調査委員会	門真市保健福祉センター診療所における診療により生じた事故に係る調査審議に関する事務
門真市健康増進計画・食育推進計画審議会	門真市健康増進計画・食育推進計画の策定及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種及び本市が市民に勧奨して実施する予防接種により生じた健康被害についての医学的見地からの調査審議に関する事務
門真市高齢者保健福祉計画審議会	門真市高齢者保健福祉計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務

門真市養護老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置の適正な実施のために必要な審査に関する事務
門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会	門真市廃棄物処理業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市交通問題対策協議会	交通の混雑による公共輸送機関の機能の低下、交通事故、交通公害、交通機関のあり方その他の交通問題の解決を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市住居表示審議会	町名、町区画及び住居番号の表示に係る総合審議に関する事務
門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会	門真市新型インフルエンザ等行動計画の策定及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務
門真市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の諮問に応じて行う審査請求事件についての調査審議に関する事務
門真市児童福祉審議会	次に掲げる事項についての調査審議に関する事務 (1) 保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可 (2) 保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令 (3) 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告 (4) 助産施設及び母子生活支援施設の設置者に対する事業の停止命令
門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務

門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会	門真市地域子育て支援センター運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会	門真プラザ再整備事業支援業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務
門真市子ども読書活動推進計画審議会	門真市子ども読書活動推進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会	門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画を策定し、及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業者候補者選定委員会	門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用に係る事業者候補者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会	門真市子どもの未来応援プログラム事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市地方創生検証委員会	地方創生の推進を検証するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市総合交通戦略策定協議会	門真市総合交通戦略を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市パークイノベーション計画審議会	門真市パークイノベーション計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整	(仮称) 門真市立生涯学習複合施設の整備に係る事業者

備事業者選定委員会	を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市地域公共交通会議	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項についての調査審議に関する事務

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うために必要な検討及び審議に関する事務
門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会	門真市英語教育活動事業に係る派遣事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市幼児教育振興検討委員会	幼児教育の振興と充実を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	門真市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の調査及び採択に関する事務
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	門真市生涯学習推進基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会	門真市中学生海外派遣研修事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市立学校いじめ防止対策審議会	いじめの防止等のための対策の推進及びいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議に関する事務
門真市結核対策委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る結核検診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する事務

門真市心臓検診委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る心臓検診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市就学支援委員会	特別な支援及び配慮を要する幼児、児童及び生徒の就学先又は進学先の決定に係る助言を行うために必要な事項についての調査審議に関する事務

### 3 水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市上下水道事業経営審議会	本市の水道事業経営及び公共下水道事業経営の適正を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務

一部改正〔平成25年門真市条例4号・25号・26年4号・21号・27年4号・28年9号・24号・29年2号・9号・30年1号・16号・31年4号・令和2年2号・37号・3年1号・4年2号〕